

平成 30 年 11 月 13 日

各 位

会社名 東京貴宝株式会社  
代表者 代表取締役社長 中川 千秋  
(コード番号 7597)  
問合せ先 取締役管理部長 政木 喜仁  
(TEL 03-3834-6261)

## 平成31年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 1 日に公表いたしました「第三者委員会設置のお知らせ」のとおり、当社代表取締役社長が自身のプライベートカンパニーを通じた取引について、競業避止義務違反の疑義が生じたため、その実態解明のため第三者委員会を設置致しました。現在、第三者委員会において調査が継続中ですが、当該第三者委員会の調査及び当社監査法人の監査には相当の期間を要し、当該調査結果を踏まえた当社監査法人による追加的な監査手続きが必要になります。これにより、平成 31 年 3 月期第 2 四半期報告書に係る監査報告書を受領できない見込みであるため、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに下記の四半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、下記の通り、当該四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

第 60 期（平成 31 年 3 月期）第 2 四半期報告書

（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

#### 2. 延長前の提出期限

平成 30 年 11 月 14 日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 12 月 14 日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 30 年 10 月 11 日、当社監査法人より、当社の代表取締役社長のプライベートカンパニーである株式会社ジョイ（代表取締役社長の 2 親等以内の親族が株式の 100%を保有）、株式会社イースト（代表取締役社長が株式の 100%を所有）、株式会社プラス（株式会社イーストが株式の 100%を所有）を

使って不適切な取引を行っている旨の外部情報を得たとの通知を受けました。当社は、直ちに当該3社について、当社の代表取締役社長の関与を調査したところ、当社の商品が株式会社イースト及び株式会社プラスを経由して株式会社ジョイに転売されている事実が判明いたしました。転売された金額については不明ですが、現時点での社内調査では、当社から株式会社イーストへの当第2四半期累計(平成30年4月～9月)の売上高は35百万円、株式会社プラスへの売上高は116百万円であります。また、過年度5期分の当社からの年間平均売上高は、株式会社イーストが60百万円、株式会社プラスが116百万円であります。当社では、当該プライベートカンパニーとの取引は、競業避止義務違反の疑いがあると判断し、これまで当社と利害関係を有していなかった外部専門家たる弁護士・公認会計士による第三者委員会を設置し、当社から独立し、かつ客観的な調査を実施して、その取引の詳細を明らかにするほか、原因究明、再発防止策の提言、類似事象の有無などについて、当該調査業務に従事する外部専門家3名を第三者委員会の委員として選任し、上記業務を委嘱致しました。その詳細については、平成30年11月1日付「第三者委員会設置のお知らせ」にて開示した通りであります。当社監査法人と本件調査の調査範囲について協議した結果、当該不適切な取引について、当期及び過年度5期分(平成26年3月期～平成30年3月期)の調査が必要であると判断致しました。また、当該3社以外にも類似の取引が行われていないかについても調査いたします。

当社は第三者委員会の調査及び当社監査法人の監査に積極的に協力して参りますが、第三者委員会の調査及び監査法人の監査には相当期間を要し、提出期限までに監査法人の監査報告書を受領することが困難な事態となりました。

このような状況から、金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに対象となる第2四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、提出期限の延長を申請することといたしました。

なお、本来の提出期限である平成30年11月14日から30日延長することと致しましたのは、第三者委員会の調査に平成30年11月1日から20日間、その後の監査手続きに第三者委員会と並行する形で平成30年11月7日に追加監査をスタートさせ、追加監査終了までに36日間の日数を要すること、また当社では印刷会社の応援を求めている、財務諸表等の作成・入力に20日間の作業日数を要することが見込まれるためであります。

## 5. 今後の見通し

一般の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。また、平成31年3月期第2四半期決算短信につきましても平成30年12月14日までに開示致します。

株主・投資家をはじめ多くのステークホルダーの皆様へ、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上